

2025年7月28日

各位

「貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

この改正を受け、当行では、貸金庫利用目的等の確認、貸金庫に格納できない物品の明確化等を目的に、貸金庫規定を改定します。

改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後も、より一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改定日

2026年2月1日（日）

3. 改定内容

以下をご確認ください。

[貸金庫規定（新旧対照表）](#)

以上

本件に関する照会先

各お取引店舗へお問い合わせください